

役員選出規程

昭和 47 年 5 月 15 日制定
昭和 51 年 5 月 23 日改正
昭和 53 年 5 月 25 日改正
昭和 60 年 5 月 20 日改正
平成 4 年 5 月 10 日改正
平成 16 年 5 月 23 日改正
平成 26 年 5 月 11 日改正
令和 8 年 5 月 31 日改正

第 1 章 総 則

第 1 条 一般社団法人熊本県放射線技師会定款第 2 1 条第 1 項に基づく役員の選出を民主的に行うため本規程を設ける。

第 2 条 本会の組織運用のため、1 2 地区の区割りを行う。

2 区割りは熊本市内 4 地区（東部、中部、西部、南部）と熊本市外 8 地区（城北、菊池、阿蘇、宇城、八代、天草、水俣芦北、人吉球磨）とする。

第 3 条 各地区から各 1 名の理事（以下、地区理事という）を選任し、当該地区の会員からの立候補もしくは推薦候補とする。

2 地区理事以外の理事および監事は、会員からの立候補もしくは推薦候補とする。

3 同一人による重複立候補はできない。

第 4 条 理事及び監事は、本規程に基づいて候補者を選出し、総会で選任するものとする。

第 5 条 本規程において有権者とは、定款第 5 条第 1 号、第 3 号に該当する者をいう。

第 2 章 選挙管理委員会

第 6 条 役員を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第 7 条 選挙管理委員は、3 名とし委員長は互選とする。

- 2 委員は、役員以外の本会正会員の中から選出し、理事会の承認を得るものとする。
- 3 役員及びその選挙の候補者は選挙管理委員になれない。
- 4 選挙管理委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 役員に立候補する者、又は推薦された者は、選挙日 60 日前迄に選挙管理委員を辞任しなければならない。

第8条 選挙管理委員は、次の業務を行う。

- ① 選挙の告示
- ② 役員の候補者の受理、候補者氏名の告示
- ③ 投票及び開票の管理と当選の確認
- ④ 総会に選挙の結果を報告
- ⑤ その他選挙管理に必要な事項

第9条 選挙管理委員会は、候補者が定員に満たない場合は、当人の承認を得て候補者に推薦することができる。

第3章 役員の選挙

第10条 理事候補者及び監事候補者は、次に掲げるものより選出する。

- ① 立候補者
 - ② 有権者5名以上が推薦し、本人の同意を得た者
- 2 前項の届出が定数に満たない場合、選挙管理委員会は、理事及び監事候補者を全会員の中から推薦する。
- 3 立候補又は推薦候補となる会員は、会費を完納していなければならない。

第11条 理事候補及び監事候補は、届出期間内に別に定める所定の様式により選挙管理委員会に届け出るものとする。

第12条 会長、副会長及び常務理事は、役員選出を行った総会後の理事会で候補者を選出し理事会で決議する。

第13条 立候補、推薦候補の届出締切は、総会前60日とする。但し、選挙管理委員会が推薦する場合はこの限りではない。

第14条 投票箱は、開票まで厳封されなければならない。

第15条 開票は、総会役員立会いのうえ、選挙管理委員全員で行わなければならない。

第16条 投票は総会出席正会員全員で行う。

第17条 投票は、無記名とし、監事及び理事を連記する。

- 2 有効投票数を得たものから高得票順に当選と定める。
- 3 定数最下位の者が2名以上のときは、決選投票を行い選出する。

第18条 投票中次のものは無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの。
- (2) 所定の記載要領によらないもの。

第19条 役員に欠員を生じたときは、次点者を繰上げ当選とする。この場合において、繰り上げ当選する次点者は、総会において、補欠の役員である議決を受けなければならない。

第20条 候補者が定数を超えない場合は、次の方法により当選を決定する。

- 2 役員候補者のそれぞれに対して信任投票を行う。ただし、出席正会員の過半数の信任がなければ当選できない。

附 則

- 1 本規程の改廃は、理事会にはかり、総会の承認を得るものとする。
- 2 本規程は、平成26年5月11日より施行する。
- 3 本規程は、令和8年5月31日より施行する。